

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年6月13日開催 損害保険協会]

1. 損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議について

- 損害保険業界で発生した自動車保険における保険金不正請求及び保険料等の調整行為に関する一連の行政対応の中で、不適切行為を誘引する構造的課題や、適切な競争を阻害する要因があることが認められた。
- 制度やモニタリングのあり方を検討するため、3月から6月にかけて、「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」を開催し、顧客本位の業務運営の徹底や健全な競争環境の実現に向けた必要な取組みについて、幅広く議論を行った。
- これまでのところ、計4回会議を実施しており、メンバーからは、例えば、
 - ・大規模乗合代理店への実効的な指導・監督を行うための仕組みを設けるべき
 - ・政策株式の保有や便宜供与の実績等、保険商品の内容と関係のない理由で幹事やシェアが決まる商慣行を見直すべき
 - ・代理店手数料ポイントについて、規模・増収に偏ることなく業務品質を重視するようにすべき等の意見が示されている。
- 本有識者会議の報告書については、6月中の公表を予定しており、金融庁としても、本報告書の内容を踏まえ、制度や監督のあり方の見直しを実施していく。
- 貴協会及び会員各社におかれても、本報告書の内容や将来実施される制度や監督のあり方についての見直し等を踏まえつつ、損害保険業界全体の信頼回復に向けた取組を、一丸となって行っていただきたい。

2. 気候変動リスクに係るシナリオ分析について

- 金融庁は、大手3損保グループに協力いただき、2021年にNGFS（The Network for Greening the Financial System：気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク）が公表するシナリオを共通シナリオとしたシナリオ分析の試行的取組（パイロットエクササイズ）を実施し、2022年8月に結果を公表した。

（参考） 金融庁・日本銀行「気候関連リスクに係る共通シナリオに基づくシナリオ分析の試行的取組について」

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20220826-2/01.pdf>

- その中で、今後の方向性として「今回のパイロットエクササイズで把握された課題についての検討を含め、さらなる高度化に取り組むことが重要である」とし、保険については、「使用するリスクモデルを統一するとともに、確率論的な分析への高度化を図る観点から、今後金融庁において、損害保険料率算出機構が保有するリスクモデル（以下、「機構モデル」）を、火災保険を取り扱う全ての社がシナリオ分析等に活用できるよう、検討を進めていく」としていた。
- 2023年8月の機構モデルの更新により環境が整ったことから、来事務年度、対象社を大手社以外にも拡大して、物理的リスク（風災・水災による急性リスク）に係る第2回目のシナリオ分析を実施する予定である。対象社には近々、具体的な進め方について連絡するので、協力をお願いしたい。

3. 経済価値ベースのソルベンシー規制について

- 5月29日、経済価値ベースのソルベンシー規制（新規制）の2025年度からの導入に向け、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する残論点の方向性」を公表した。
- 金融庁では、新規制について、2020年6月の有識者会議の報告書公表以降、毎年その検討状況等を公表してきた。今般公表した資料は、2023年6月に公表した検討状況で残された論点について、その方向性を示したものである。
- 具体的には、
 - ・ 経済価値ベースのソルベンシー比率を計算する際の標準モデルに関して、株式リスクの評価方法や海外子会社に係る統合手法
 - ・ 監督措置に関しては、その枠組みや区分命令に応じたソルベンシー比率の水準及び回復期間等に関する検討結果を示している。
- 新規制導入に向けた法令等の改正案等については、2024年秋頃を目途にパブリック・コメントに付す予定であり、引き続き、2025年度の導入に向け着実に準備・検討を進めていく。各保険会社においては、新規制への移行が円滑に行われるよう、引き続きのご協力をお願い申し上げるとともに、必要な態勢整備を着実に進めていただきたい。

4. 自賠責保険における経費の計算方法等について

- 2024年6月4日に、第149回自動車損害賠償責任保険審議会を開催し、自賠責

保険における経費の計算方法等に関して議論を行った。

- 議論の結果も受け、貴協会においては、第三者委員会を設置し、
 - ・社費の計算基礎となる経費計算基準及び代理店手数料の算出における基礎数値が業務実態に合っているか検証し、必要に応じて見直しを行うこと
 - ・当基準等を将来的に見直すための手続きを導入することに関して、今後、具体的な検討を行うものと承知している。
- 2025年1月に開催予定の自動車損害賠償責任保険審議会での報告に向け、適切に取り組んでいただきたい。

5. 持続的な賃上げを実現するための「パートナーシップ構築宣言」に係る周知について

- サプライチェーン全体での付加価値向上や取引関係の適正化に向けて、発注者が下請け企業との共存共栄を宣言するいわゆる「パートナーシップ構築宣言」に係る取組を政府全体で推進してきたところ。
- 今般、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の策定や下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の改正を受けて、「パートナーシップ構築宣言」のひな形が改正されたことを踏まえ、4月15日付で、各業界団体を通して、本宣言の周知等を行った。
- 既に宣言していただいている保険会社においては、「パートナーシップ構築宣言」の更新や実行を、まだ宣言されていない保険会社においては、新しいひな形での宣言の検討をお願いしたい。

6. 各金融機関の関連会社における計算書類の公告について

- 株式会社は、小規模なものも含め、定時株主総会の終結後遅滞なく、計算書類を公告しなければならない旨、会社法第440条において規定されているところであり、金融機関の関連会社も、株式会社であればこの規定の対象となっている。
- 各金融機関において、これら計算書類の公告等について適切にご対応いただいているものと考えているが、企業集団・グループの業務の執行が法令に適合することを確保する観点からも、各金融機関の関連会社においても、計算書類の公告が適切に行われているかどうか、今一度ご確認をお願いしたい。

7. ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止について

- 全銀協 TIBOR 運営機関（JBATA）は、3月6日にユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止の実施可否等に関する市中協議の結果を公表し、JBATA が算出・公表する金利指標のうち、ユーロ円 TIBOR の全テナー（1週間物、1か月物、3か月物、6か月物、12か月物）を2024年12月末で恒久的に公表停止することを決定した。
- 金融庁としては、これまで、ユーロ円 TIBOR 参照契約へのフォールバック条項の導入に向けた取組みが進められることを期待する旨のアナウンスや、遅くとも2024年6月末までにユーロ円 TIBOR を参照する商品の新規取引を停止することを推奨する旨のアナウンスを行ってきた。
- また、今般の JBATA の決定を受けて、金融庁においても、ユーロ円 TIBOR の秩序ある公表停止に向けて市場参加者による適切な移行対応が進められることを期待する旨のアナウンスを行った。
- ユーロ円 TIBOR 参照契約を有する保険会社においては、これまでの金融庁のアナウンス内容も踏まえながら、時間軸を意識した移行対応をしっかりと進めていただきたい。

8. 高齢者等終身サポート事業者ガイドラインについて

- 高齢者等に対して身元保証や日常生活支援等のサービスを行う事業者（高齢者等終身サポート事業者）の適正な事業運営を確保し、当該事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できることに資するようにするため、2024年6月11日、政府において、高齢者等終身サポート事業者ガイドラインが策定された。
- 同事業の内容が民事法や社会保障関係法に広くまたがることから、本ガイドラインにおいては、遵守すべき法律上の規定や留意すべき事項などについて整理されているところ、当該事業に係る保険会社等におかれては、ご参考にさせていただければ幸いです。

9. 女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム 中間取りまとめ「男女間賃金格差の解消に向けた職場環境の変革」について

- 2024年6月5日、政府の女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチームにおいて、各業態の男女の賃金格差に関する現状や課題が分析され、中間取りまとめが公表された。

- 本取りまとめの中で、金融業・保険業を含めた5産業が業界平均と比較して男女の賃金格差が特に大きいことが指摘されており、男女間賃金格差解消に向けたアクションプランを、業界において、2024年以内に策定に着手し、できるだけ早期に公表することが要請された。
- 今後、金融庁から貴協会に対して別途相談するので、アクションプラン策定に向けた協力をお願いしたい。

10. 5月G7財務トラックの成果物について

- 5月23日から25日にかけて、イタリアのストレーザにおいてG7財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された声明における金融関連の主なポイントを紹介したい。
 - ・まず、金融システムの安定や規制上の論点に引き続き焦点を当てる必要性が再確認された。
 - ・また、ノンバンク金融仲介（NBFi）に関して、同セクターの強靱性を強化するための金融安定理事会（FSB）の作業を強く支持している。具体的には、オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチに係るFSBの政策勧告を、証券監督者国際機構（IOSCO）のガイダンスとあわせて実施することにコミットするとともに、レバレッジのモニタリング等にあたって必要となるデータの収集に関する取組を奨励している。
 - ・サイバーセキュリティに関しては、金融セクターにおけるサイバーの強靱性強化に引き続きコミットする旨が示された。加えて、G7サイバー専門家グループ（G7 CEG）が2024年4月に実施したクロスボーダー協調演習が成功裏に完了したことを歓迎するとともに、G7 CEGに対し、サイバー脅威への備えや対応能力を向上するための作業をさらに推進することを求めた。
 - ・暗号資産に関しては、金融活動作業部会（FATF）の取組として、FATF基準のグローバルな実施を加速するための作業に加えて、DeFiやP2P取引などから生じる新たなリスクに関する作業への支持が示された。FATF基準の実施に関しては、2024年3月に公表された実施状況一覧表を支持している。また、2023年5月のG7新潟声明で、G7は、FSB勧告等に整合的な形で実効的な規制監督上の枠組を実施するとコミットしたが、今回のG7ストレーザ声明で当該コミットメントを再確認した。
 - ・最後に、2023年日本議長下で優先事項として取り上げた、自然災害に関する補償（プロテクション）ギャップの論点についても議論を継続している。幅広い分野

で官民含む関係者の協働が必要な観点も含め、政府の取組を支えるものとして、自然災害に対する官民保険プログラムに関するハイレベル枠組が歓迎されている。この枠組みは OECD 及び保険監督者国際機構（IAIS）と共に G7 で策定された。

- （クロスボーダー送金や移行計画といったその他の論点についても、声明に盛り込まれているため、関心に応じて資料を参照していただくと幸い。）
- （今後は、6月13～15日にイタリア・プーリアにて G7 首脳会議が開催される予定。）引き続き、各社の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献していく。

11. IMF 金融セクター評価プログラム（FSAP）について

- 2023 年 4 月～2024 年 5 月にかけて、IMF の金融セクター評価プログラム（Financial Sector Assessment Program : FSAP）に基づく対日審査が行われ、IMF による報告書が 5 月 14 日に公表された。
- IMF は、FSAP を通じ、加盟国の金融セクターの安定性を評価しており、日本を含む主要国は 5 年に一度審査を受ける（前回の対日審査は 2017 年に実施）。本プログラムでは、システムック・リスクや金融規制・監督の枠組み等について、包括的かつ深度ある評価がなされる。
- 報告書において IMF は、日本の金融システムは最近の一連のショックに対して強靱であり、金融規制・監督の枠組みは 2017 年の前回評価時から顕著に進展したなど、日本の金融システムの現状を高く評価している。
- 他方で、システムック・リスク分析等を踏まえて一部脆弱性が指摘されているほか、日本の金融規制・監督に関する更なる改善点について提言があった。
- 今回の審査にあたっては、金融機関の皆様にもデータ提供やヒアリング等協力いただいた。金融庁としては、IMF の提言内容も参考にしつつ、金融システムの強靱性を確保するための努力を継続していく。

12. 「NGFS シナリオの活用方法に関する調査」の公表について

- NGFS（Network for Greening the Financial System）シナリオは、国内外で実施されている多くの気候シナリオ分析に、直接採用或いは参照されており、気候リスク分析において重要な役割を果たしている。
- NGFS では、2020 年 6 月に初めて気候シナリオを公表して以来、中長期的なものを含む炭素価格やエネルギー消費量といったデータをシナリオ毎に提供し、シ

ナリオの更新や加除を行ってきた。2023年11月には、第四版として、世界全体で2050年にGHG排出量を正味ゼロに抑えるシナリオ（Net Zero 2050）を含む7つのシナリオを公表している。

- 金融庁では、2021年度より、気候変動関連リスクに係るNGFSシナリオに関する調査を行い、シナリオの代表的な更新点の解説を行っている。
- 2023年度の調査では、NGFSシナリオ第四版における重要な変数に係る更新点の解説を行った。具体的には、ポストコロナの経済回復などの要因による足元の排出量の増加と、将来の炭素除去技術の導入量が保守的に見直され、「Net Zero 2050シナリオ」において、炭素価格（シャドウプライス）の上昇等の移行リスクの高まりが見られた。また、物理的リスクについては、シナリオの不確実性が高く、継続的な更新の余地があるが、干ばつ、熱波、洪水、熱帯低気圧がGDPに与える影響の確率論的な推計値が国別に提供されるようになった。
- 本調査では、さらに、委託事業者が、定量的なリスク分析に留まらない金融機関のシナリオ分析の活用事例を調査し、NGFSシナリオの活用方法を検討している。
- 本調査が広く金融機関の経営層やリスク管理担当者に周知され、金融機関のリスク分析の高度化が進むことを期待する。

13. マネロン等対策に係る当面の対応について

- マネロン等対策については、2024年3月末を期限として、ガイドラインに基づく態勢整備をお願いしてきたところ、皆様のご尽力に改めて感謝申し上げます。
- 各金融機関においては、自社で整備し運用を開始しているマネロン等リスク管理態勢の有効性を検証し、必要な改善を繰り返しながら管理態勢を維持・高度化していく必要がある。
- 経営陣におかれては、3月末までに整備いただいた管理態勢をスタート地点と捉え、リーダーシップを発揮して、管理態勢の有効性を高める取組を継続的に行っていただきたい。
- 金融庁としても、有効性検証に関して、取組事例等の共有や、皆様方の参考となるような一定の目線・考え方を整理できないか検討を進めてまいりたい。

14. 次回のサイバーセキュリティ・セルフアセスメント（CSSA）について

- 2022事務年度から実施している「サイバーセキュリティに関する自己点検票」

に基づく自己評価（サイバーセキュリティセルフアセスメント：CSSA）の取組み※については、2024 事務年度の実施に向けて準備中であり、6月下旬目途に、協会を通じて、各金融機関に自己評価の実施を依頼する予定である。

※ 2023 事務年度分の結果は、4月に金融庁のホームページにおいて公表した (<https://www.fsa.go.jp/news/r5/cyber/20240423.html>)。

- 経営層においては、この自己点検票を活用して、体制、人員・予算、人材育成を含めて、自組織のサイバーセキュリティの状況を確認した上で、その改善を主導していただきたい。自己評価結果は集計した上で還元する予定。

15. 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）」について

- 4月17日、マネロン等対策に関する政府の新たな行動計画が策定、財務省ウェブサイトにおいて公表された。
- 新たな行動計画は、今後3年間の政府及び金融機関等が実施すべき取り組みを取りまとめたものであり、金融業態においても、官民一体で、リスクベースアプローチに基づきマネロン等対策の強化・高度化を着実に進めていく必要がある。
- これまでの計画では期限を定めて基礎的な態勢整備を主に対応いただいていたところ、先ほど申し上げたとおり、今後は態勢の実効性を高めていくとともに、金融犯罪の巧妙化をはじめとするリスク環境の変化にも対応できるよう取り組んでいただきたい。

16. Japan Fintech Week 2024開催報告について

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、3月4日～8日をコアウィークとして「Japan Fintech Week 2024」を初開催した。
- 自治体や業界団体、大使館等と連携し、40を超えるフィンテック関連イベントが集中的に開催されたことで、地方や海外を含め多くの方がJapan Fintech Week 2024に参加し、多面的な議論とネットワーキングが行われた。
- また、中核イベントとして開催したFIN/SUM 2024も、Japan Fintech Week 2024との同時開催の効果もあって、過去最大規模の参加者数になった。
- FIN/SUM や民間事業者主催のインシュアテックイベントでは、組込型保険(Embedded Insurance)、生成AI、プロテクションギャップなど、昨今のトレンド

となっているテーマについてパネルやラウンドテーブルで議論を行った。ネットワーキングも実施し、様々なステークホルダー間の連携強化の機会となったのではないかと思う。

- 皆様にはFIN/SUM 2024をはじめとして、多くのイベントへの参加やご支援をいただいたと伺っている。初開催にもかかわらず「Japan Fintech Week 2024」が充実したものとすることができ、ご協力に感謝申し上げます。
- 来年も、3月3日～7日をコアウィークとして「Japan Fintech Week 2025」を、うち4日～7日に「FIN/SUM 2025」を開催予定。
- 皆様のビジネス機会の更なる拡大や課題解決に資するようなイベントに育てていければと思っており、今年以上に連携を強化させて頂ければ幸い。

17. Japan Weeks 2024 について

- 国際金融センターや資産運用立国の実現に向けた取組みの一環として2024年秋に開催する「Japan Weeks」について、先月、特設サイトを開設した。
- 特設サイトは今後更新していくので、皆様におかれてはぜひご注目いただきたい。また、Japan Weeks中にイベント開催を予定している方におかれては、総合政策課に随時情報をお寄せいただきたい。

(参考) Japan Weeks 2024 特設サイト URL

<https://www.fsa.go.jp/internationalfinancialcenter/lp/japanweeks2024/>

18. 資産運用フォーラムについて

- 2023年末公表した「資産運用立国実現プラン」の施策を、内外の関係事業者や投資家のニーズに沿った形で進めるため、内外の関係者との対話や日本市場の魅力等に関する情報発信を行う「資産運用フォーラム」を、Japan Weeks中の10月3日に立ち上げる予定。
- それに向けて、先日、「資産運用フォーラム」やその立ち上げイベントの概要が公表され、会員募集が開始された。国内外の金商業者や機関投資家が中心となる組織であるところ、ぜひご注目いただきたい。詳細は、総合政策課や、資産運用フォーラムの事務局となるブルームバーグ社までご連絡いただきたい。

(参考) 資産運用フォーラム特設サイト URL : <https://amforum.jp/>

(以上)